

IV 介護サービス・給付を受ける

1. 介護の手続を行う

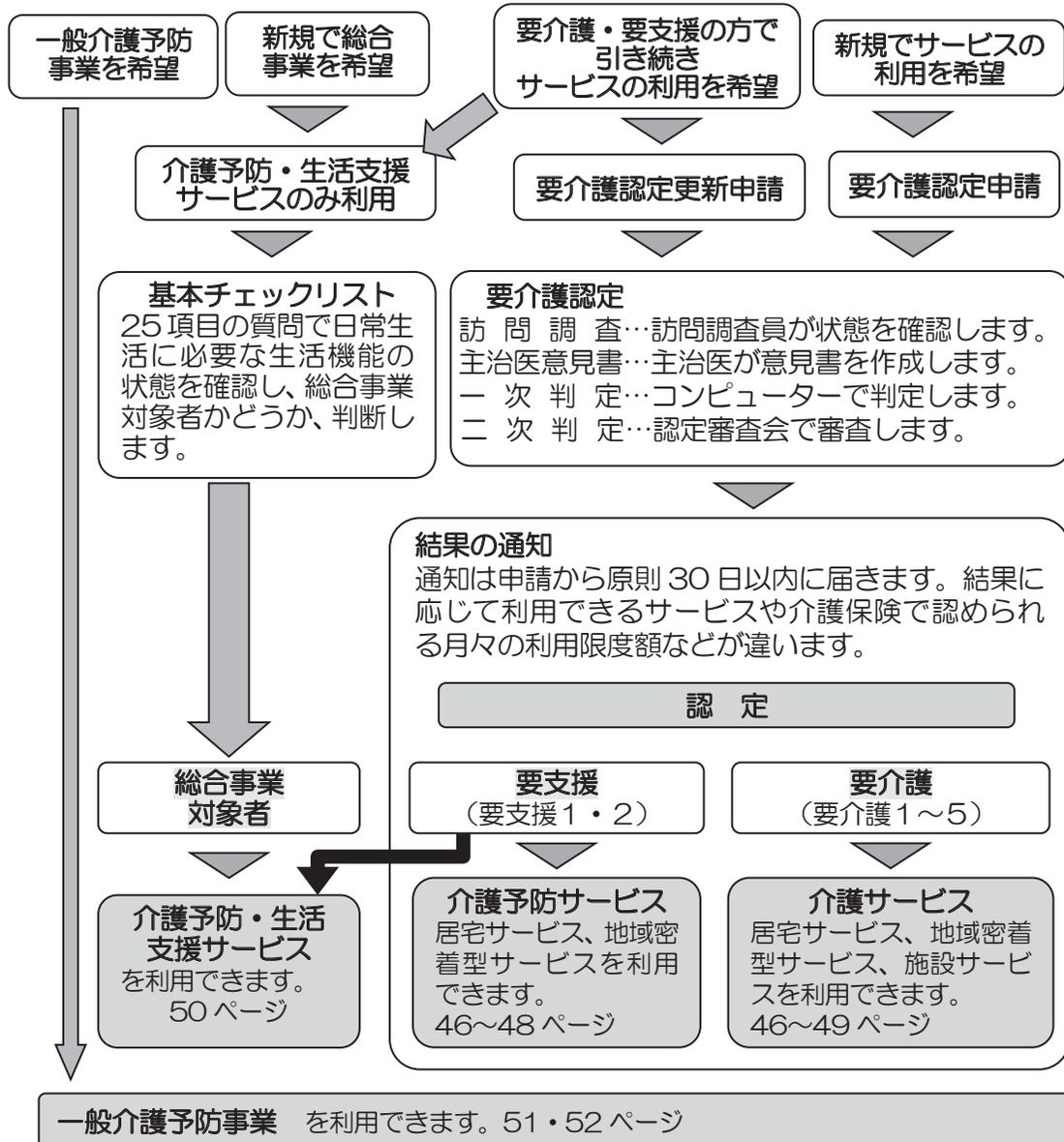
(1) 要介護認定、総合事業の手続

介護保険の利用には要介護申請または、基本チェックリストの実施が必要です。

要介護認定の申請：健康管理課介護保険係または次の申請代行機関

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 介護保険施設

総合事業の申請：地域包括支援センター



2. 介護のサービスを利用する

(1) 居宅サービスを利用したい方は

①居宅介護支援事業所に連絡し、担当ケアマネジャーを決めます。
(要支援1・2、総合事業対象者の方は※地域包括支援センターへ連絡します。)

②ケアプランを作成します。
担当のケアマネジャーといっしょに、利用するサービスなどを定めた「ケアプラン」を作ります。

③サービスの利用が始まります。
○サービス事業者と契約します。
○契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
○ケアプランにそってサービスを利用します。
○負担割合に応じ、利用したサービス費用の自己負担分を支払います。

参考：西都市内の居宅介護（介護予防）支援事業所

居宅介護（介護予防）支援事業所	住 所	TEL
西都市在宅介護支援センター幸楽荘	大字茶臼原 941 番地 1	42-1151
在宅介護支援センター並木の里	大字下三財 8124 番地 8	44-6226
とのこおり荘指定居宅介護支援事業所	大字岩爪 1645 番地	44-6511
西都市中央在宅介護支援センター	御舟町 1 丁目 93 番地 2	42-1100
社会福祉法人西都市社会福祉協議会	大字清水 1035 番地 1	32-0140
三納の里居宅介護支援事業所	大字平郡 598 番地 1	44-5827
右松ケアプランセンター	妻町 3 丁目 129 番地	42-4020
居宅介護支援ひなた	大字下三財 1548 番地	44-4220
ミューズの朝西都居宅介護支援事業所	大字岡富 658 番地 2	35-3571
居宅介護支援センターここ笑み	大字平郡 564 番地 3	32-1321
居宅介護支援事業所結の樹	聖陵町 1 丁目 68 番地	32-5123
ケアプランセンターひむか	大字右松 2503 番地 1	30-3087
東米良仁の里居宅介護支援事業所	大字上揚 2 番地 2	46-2852
※西都市北地区地域包括支援センター (妻北・穂北・東米良地区担当)	御舟町 2 丁目 63 番地	32-9595
※西都市南地区地域包括支援センター (妻南・三納・三財・都於郡地区担当)	大字清水 1035 番地 1	41-0511

※地域包括支援センターは要支援1・2 および総合事業対象者のみ対象となります。

(2)利用者負担割合

介護のサービスを利用したときは、自己負担があります。この自己負担の割合は、前年の所得に応じて決まります。

3割	○本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額の合計が ・1人の場合……340万円以上 ・2人以上の場合……463万円以上
2割	○本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満で、同じ世帯にいる65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額の合計が ・1人の場合……280万円以上 ・2人以上の場合……346万円以上
1割	○上記に該当しない65歳以上の方 ○40歳以上65歳未満の方

(3)介護サービスの種類

①居宅サービスの種類

ア. 訪問サービス

サービスの種類	サービス内容
訪問介護	ヘルパーの訪問により食事や入浴、調理や掃除などの生活支援を受けられます。
(介護予防) 訪問入浴介護	入浴移動車などで訪問し、入浴の介助が受けられます。
(介護予防) 訪問リハビリテーション	リハビリの専門家が訪問し、リハビリを受けられます。
(介護予防) 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の指導を受けられます。
(介護予防) 訪問看護	看護師などが訪問し、病状の観察などを行います。

イ. 通所サービス

サービスの種類	サービスの内容
通所介護	デイサービスセンターで食事、入浴の介護やレクリエーションなどが受けられます。
(介護予防) 通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関などで食事、入浴の介護や機能訓練などが受けられます。
(介護予防) 短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所をして、食事や入浴などの介護が受けられます。
(介護予防) 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所をして、医療や介護、機能訓練が受けられます。

ウ. 施設に入って受ける居宅サービス

サービスの種類	サービスの内容
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	入居している有料老人ホームなどで、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

エ. 環境を整えるサービス

サービスの種類	サービス内容
(介護予防) 福祉用具貸与	歩行器や車椅子、特殊寝台などを借りられます。
(介護予防) 特定福祉用具購入	入浴や排泄用の福祉用具購入費用が支給されます。 (※1)
(介護予防) 住宅改修	生活環境を整える住宅改修費用が支給されます。 (※2)

※1 年間 10 万円までが限度で、利用者の負担割合に応じて購入費用の一部が自己負担として発生します。

※2 利用限度額は 20 万円までとなっており利用者の負担割合に応じて改修費用の一部が自己負担として発生します。

②地域密着型サービスの種類

サービスの種類	サービスの内容
地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンター(利用定員 18 人以下)で食事、入浴の介護やレクリエーションなどが受けられます。
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の高齢者が、共同生活をする住宅で、食事や入浴などの日常生活支援を受けられます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※3)	定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24 時間いつでも受けられます。
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護(※3)	小規模な住居型の施設で、通いを中心に、訪問、短期間の宿泊を組み合わせて、食事や入浴などの介護を受けられます。
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)(※3)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。
夜間対応型訪問介護(※3)	ヘルパーの夜間巡回や緊急時の対応ができるように 24 時間体制での随時訪問を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(※4)	定員 30 人未満の小規模な施設で、食事、入浴などの日常生活の介護や健康管理が受けられます。
地域密着型特定施設入居者生活介護(※3)	定員 30 人未満の小規模な有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
(介護予防) 認知症対応型通所介護(※3)	認知症の高齢者が、食事、入浴の介護やレクリエーションを受けられます。

※3 西都市では、当該サービスを実施しておりません。

※4 令和5年度に施設整備を予定しています。

(4) 施設サービスを利用したい方は

介護保険施設への入所の申し込みは施設へ直接行います。要支援の方は利用できません。

施設サービスの種類

サービスの種類	サービス内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	食事、入浴などの日常生活の介護や健康管理が受けられます。原則、要介護 3 以上の方が入所対象になります。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	医学的な管理のもとで、介護や看護、リハビリが受けられます。
介護療養型医療施設	介護体制の整った医療施設で、医療や介護、看護を受けられます。
介護医療院	医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。

(5) サービス費用の負担軽減について

サービスを利用したときは自己負担がありますが、本人または世帯の所得状況に応じ、負担が軽くなるしくみがあります（申請が必要です）。

①高額介護サービス費

サービスを利用して支払った自己負担額のひと月の合計が本人または世帯の所得状況により設けられた「限度額」を超えたときは、超えた分が後から支給されます。

②特定入所者介護サービス費

施設サービスやショートステイを利用したとき、施設サービス費の自己負担に加え、居住費・食費等が自己負担となります。所得が低い方には、所得に応じた自己負担の「限度額」があり、居住費と食費の負担を軽減します。

3. 地域支援事業を利用する

地域のすべての高齢者が要介護状態、要支援状態となることを防ぐために、みなさんの安心と健康を支え、さまざまなサービスを提供します。以下の3つの事業から成り立っています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業には、要支援認定を受けた方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられると判断された方が利用できる「介護予防・生活支援サービス」と65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けた方（以下「要支援者」）に対して行っていた、介護予防訪問介護（ホームヘルパー）と介護予防通所介護（デイサービス）を総合事業に移行し、市の事業として実施しています。

ア. 訪問型サービス（介護予防訪問介護相当のサービス）

要支援者、総合事業対象者に対し、清掃、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

イ. 通所型サービス（介護予防通所介護相当のサービス）

要支援者、総合事業対象者に対し、機能訓練や集いの場などの日常生活上の支援を提供します。

ウ. 訪問型短期集中サービス事業（栄養改善支援）

65歳以上の要支援者、総合事業対象者の内、低栄養改善や生活習慣病重症化防止が必要な方に、管理栄養士による短期集中的な支援を提供します。

エ. 通所型短期集中サービス事業（運動）

65歳以上の要支援者、総合事業対象者の内、運動機能の向上が必要な方に、保健・医療の専門職による短期集中的な支援を提供します。



②一般介護予防事業

高齢者及び地域を対象とした介護予防教室の開催など介護予防活動の普及啓発及び住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

ア. 出前講座

10～20名の高齢者を含む団体に対して、高齢化や介護の現状説明及び百歳体操体験等を実施します。その他、運動・栄養・お口の健康・認知症予防などに関する講話と実技を要望に応じて行います。

対象者：65歳以上の方を含む団体
 場所：公民館など
 料金：無料

イ. 地域づくりによる介護予防事業「いきいき百歳体操」

高齢者が通いやすい公民館等において、住民主体の通いの場を展開しています。体操や人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

実施方法：週1回以上、地域の公民館等を利用して、自分たちで「いきいき百歳体操」を実施します。市の職員が、事前説明と4回の実技指導等を行い、その後も概ね3か月毎に継続のための支援を行います。

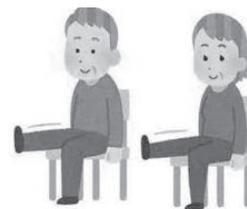
実施要件：事業を支援する数名の協力員の確保をお願いします。背もたれ付き椅子、DVD視聴のための物品等も必要ですが、準備が困難な場合についてはご相談ください。

特典：定期的な体力測定及び専門職による支援、体操のDVD及びおもりの貸し出し等

場所：公民館など

料金：無料

申込先：地域包括ケア推進係（Tel.32-1028）



(2) 包括的支援事業

①地域包括支援センター

高齢者のみなさんが住みなれた地域で安心して生活をしていくために、介護や福祉全般について相談できるところが「地域包括支援センター」で、以下の4つの役割があります。

○さまざまな相談に応じます

高齢者やその家族、近所に住む一人暮らしの高齢者の介護や福祉・保健・医療に関する悩みの相談を受け、必要なサービスなどを紹介します。

○高齢者のさまざまな権利を守ります

高齢者虐待の防止や認知症などにより自分自身の財産などを管理できない方の支援、消費者被害への対応などを行います。

○地域のつながりを強めます

地域の高齢者団体の活動支援や介護支援専門員（ケアマネジャー）のネットワークづくり、医療機関との連携などを進めます。

○一人ひとりの状態にあった介護予防を支援します

生活機能の低下が見られる方が介護予防・日常生活支援総合事業を利用する際に自主的に取り組めるような支援を行います。また、要支援 1・2 と認定された方や総合事業対象者の介護サービスの利用計画作成をお手伝いします。

②在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とした事業です。

③生活支援体制整備事業

多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加活動を一体的に図っていくことを目的とした事業です。事業推進のために「生活支援コーディネーター」の配置及び関係機関の代表者で構成する「協議会」を設置しています。

④認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を行います。また「認知症地域支援推進員」を配置し、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

○オレンジカフェ（認知症カフェ）

『オレンジカフェ』は、認知症の人とその家族、地域の人や専門職など誰もが「認知症」というキーワードのもとに集まれる「集いの場」です。



○男性介護者カフェ

『男性介護者カフェ』とは、自宅で家族を介護されている男性が集まり、悩みや困りごとを共感し合い、役立つ知識や情報を共有する「集いの場」です。

○認知症SOSネットワーク

【メール配信】

認知症高齢者等が行方不明となり、警察署から協力依頼があった場合に、その方の情報をメールで配信します。日常生活の中で心当たりの方を見かけた場合に警察署に通報をお願いするもので、一人でも多くの方にご協力をいただけるように「メール配信登録者」を募集しています。右のQRコードを読み取るか、メールアドレス「sky452084@mailsv.wcmssp.jp」に空メールを送信し、登録をお願いします。



【事前登録】

認知症による行方不明の恐れがある方を対象に「事前登録」を受け付け、見守りシールを交付しています。事前登録された情報は、西都市役所、西都警察署、地域包括支援センターで共有し、行方不明になった際に、迅速に対応し、早期発見・早期保護につなげています。

（見守りシール）



⑤地域ケア会議推進事業

高齢者のQOL（Quality of Life = 生活の質）の向上の実現のために、自立支援型地域ケア会議を開催し、多職種からの専門的な助言を受けることで、ケアマネジメントやケアの質の向上、関係機関のネットワークの構築、行政課題の発見・解決策の検討を行う事業です。

(3)任意事業

地域にあった、工夫をいかしたさまざまな取り組みを行います。

① 高齢者見守り配食サービス事業

市が指定した事業所が栄養バランスのとれた食事（昼食または夕食）の提供と安否確認を行うサービスで、お弁当の代金を補助します。

【対象者】（Ⅰ）～（Ⅲ）をすべて満たす方

（Ⅰ）65歳以上の高齢者

（Ⅱ）一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等

（Ⅲ）調理または買い出しが困難な方

または医師より栄養改善の必要性があると指導のあった方



【内容】

- ・月～土曜日の週 1 食以上の配食と安否確認
(お盆・年末年始については事業所により異なる)
- ・1 日 1 食 (昼食または夕食)

【料金】※事業所により異なる

市からの補助金 400 円、東米良地区は 650 円を差し引いた額

【申込み方法】

事業所名	対応地区	連絡先
在宅介護支援センター幸楽荘	妻の一部、穂北	42-1151
在宅介護支援センター並木の里	三納、三財、都於郡	44-6226
中央在宅介護支援センター	妻の一部、東米良	42-1100
北地区地域包括支援センター	妻北、穂北、東米良	32-9595
南地区地域包括支援センター	妻南、三納、三財、都於郡	41-0511

②成年後見制度利用支援事業

認知症などにより自分自身の財産などを管理できない高齢者等に対し、成年後見制度申し立てに関する支援、必要な費用に関する支援を行います。

③認知症サポーター養成事業

認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちをつくっていくことを目指しています。





健康管理課

国保係	43-0378
高齢者医療係	43-0378
健康推進係	43-1146
介護保険係	43-3024
地域包括ケア推進係	32-1028